

日卸連発第 162 号  
平成26年10月31日

厚生労働大臣  
塩崎 恭久 殿

(一社) 日本医薬品卸売業連合会  
会長 鈴木



## 要 望 書

今般の診療報酬改定において導入された未妥結減算ルールにより、200床以上の保険医療機関及び全ての保険薬局は、9月末までの妥結率が50%を超えなければ基本料の大幅減算を受けることとなりました。

これは薬価調査の信頼性確保という医療保険制度の根幹に関わる課題であることから、当連合会としても、この制度導入の趣旨に鑑み、また厚生労働省からの協力要請も踏まえ、未妥結減算の対象となる保険医療機関(約2,600軒)及び保険薬局(約55,000軒)に対し、単に減算を受けない50%という水準ではなく期限内の100%妥結を目指し、当連合会会員会社が一丸となって最大限の努力を払ってまいりました。具体的には、全国各地の保険医療機関及び保険薬局に繰り返し制度の周知徹底を図るとともに、人的資源を最優先で投入して早期妥結を念頭においた価格交渉を精力的に行い、その結果を妥結率の根拠となる資料として提供いたしました。こうした現場における尋常ならざる取組の結果、9月末の妥結率については、大幅に向上しました。

一方、価格交渉においては、数千銘柄以上の品目について5万軒以上の取引先と短期間で集中的に価格交渉を行うこととなり、早期妥結のために従来以上に厳しい交渉をせざるを得ないケースや、単品単価交渉が行いづらいケースも少なく、流通改善に取り組んでいる卸売業関係者としては、極めて不本意でありました。

当連合会は、かねてより薬価の毎年改定に反対してまいりましたが、現在、経済財政諮問会議において、薬価の毎年改定の可否について議論が行われております。本問題を議論するに当たっては、上記の状況についても十分踏まえるよう要望いたします。

## 薬価の改定について

平成26年6月  
(一社) 日本医薬品卸売業連合会

当連合会は、従来、2年ごとの薬価改定を前提に薬価調査に協力してきたところであり、現行ルールを変更し、薬価を毎年改定することについては断固反対します。

薬価の毎年改定については、医薬品関連団体がこぞって反対している中、取引先にも結果的に多大な御迷惑をおかけするとともに、当連合会としても業務面での対応が極めて厳しいものとなり、これまでの倍の重い負担が強いられます。こうした状況下において、毎年改定を前提とした薬価調査に協力をすることは困難です。

1. 毎年改定は、多大なコストと労力を要し、卸売業関係者に過大な負担を強いるものです。

薬価改定に伴うコストは、利益率の低い卸にとって極めて重い負担になっています。(取引条件変更作業、価格交渉作業等のコストがかかります。)

2. 薬価は市場実勢価格の調査によって決定されますが、毎年、薬価が引き下げられることになれば、薬価が更に下がることを見越して価格交渉が行われるおそれがあり、マーケットメカニズムを歪めかねません。

3. 流通改善の取組が大幅には進展せず、薬価調査の信頼性が十分確保されているとはいえない現状において、毎年改定を行うことは適当ではありません。

4. 薬価改定は、診療報酬改定と同時に行うべきです。

公的医療保険制度の中で、公定価格である診療報酬と薬価は、包括医療費支払制度(DPC)の普及などを踏まえると不即不離の関係にあり、連動して同時に取り扱われるべきです。